

特別検査等の実施結果について

金融庁は、金融再生プログラムに基づき、特別検査の再実施、再建計画検証チームの設置、DCF法等の適用に係る検査マニュアルの改訂など、主要行の資産査定に厳格化に係る措置を講じてきた。今般、特別検査が終了したことから、その結果とともに、DCF法等の適用の見通し等について取りまとめたところ、概要は以下のとおり。

1. 特別検査の概要

平成 15 年 3 月期において、以下の要領により、特別検査を再実施した。

- (1) 対象行：主要行 11 行（三井住友、住友信託、中央三井信託、みずほ、みずほコーポレート、みずほ信託、東京三菱、三菱信託、UFJ、UFJ信託、りそな）
- (2) 日 程：平成 15 年 1 月 27 日着手、同年 4 月 24 日検査結果連絡
- (3) 検査内容：株価や外部格付などに著しい変化が生じている等の大口債務者について、メイン行において、検証を行い、適正な債務者区分を確保する。検査は、外部監査人との共同作業により実施。
- (4) 対象債務者：167 先、与信額 14.4 兆円

(内訳)

既往対象者	188 先
┌ 前回特別検査（14 年 3 月期）対象者	151 先
└ リアルタイム検証（14 年 9 月期）対象者（新規）	37 先
<u>新規対象者</u>	<u>25 先</u>
小 計	213 先
<u>対象外（▲）</u>	<u>46 先</u>
計	<u>167 先</u>

(注) 14 年 3 月期の特別検査における対象債務者は 149 先（与信額 12.9 兆円）。
会社分割により、現在計 151 先。

① 新規対象者：25 先、与信額 1.3 兆円

14 年 3 月期の特別検査と同様の基準（時点修正）により選定。

② 既往対象者：142 先、与信額 13.1 兆円

14 年 3 月期の特別検査及び 9 月期のリアルタイム検証の対象者計 188 先から、破綻先、合併消滅先など明らかに検証の必要がないと考えられる 46 先を除外。

(5) 再建計画の重点的検証

上記 167 先のうち、再建計画を有する債務者 127 先については、再建計画検証チームと特別検査班が連携して対象債務者に係る再建計画の検証を行い、その結果が債務者区分の判定等に反映されている。

(注) 再建計画検証チームは、企業再建に精通した外部の専門家及び商法学者の他、弁護士、公認会計士又は不動産鑑定士の資格を有する検査官を含め、総計 11 名で構成された (14 年 12 月設置)。

2. 債務者区分の遷移状況

	全対象債務者		既往対象者		新規対象者	
	先数	与信額 (兆円)	先数	与信額 (兆円)	先数	与信額 (兆円)
合計	167 (116)	14.4 (11.7)	142 (99)	13.1 (10.6)	25 (17)	1.3 (1.1)
下位遷移した先 (14 年 9 月期比較)	27 (24)	2.4 (2.2)	19 (18)	2.1 (2.0)	8 (6)	0.3 (0.3)
破綻懸念先以下 に遷移したもの	7 (6)	1.0 (0.9)	7 (6)	1.0 (0.9)	—	—

(注) ()内は 4 業種 (建設業、不動産業、卸小売業、その他金融業)。

3. 特別検査対象者に係る引当金等の状況

DCF 法については、日本公認会計士協会の会計実務指針のガイドラインが策定され、金融検査マニュアルが改訂されることにより枠組が整えられた。また、当庁から主要行に対して、15 年 3 月期決算からの、大口要管理先等についての適用を要請。

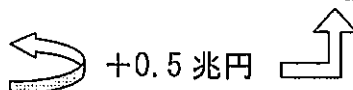
主要行において、15 年 3 月期の償却・引当額の算定作業が進められているが、このうち特別検査対象者について、主要行からヒアリングした現時点での暫定的な償却・引当額の見通しを、当庁において集計・試算したところ、概要は以下のとおり。

(1) 対象債務者に係る不良債権処分損

不良債権処分損	直接償却額	引当増加額
1.3 兆円	0.8 兆円	0.5 兆円

15 年 3 月期末引当金残高 2.2 兆円

14 年 9 月期末引当金残高 1.7 兆円



(2) 要管理先に係る引当状況

〔対象先：64先〕	15年3月期引当 (見込み)	従来方法(試算)	DCF法等の適用 による差(試算)
引当額	1.1兆円	0.7兆円	0.4兆円
引当率	35%	22%	13%

(注)「引当率」は、債権額のうち担保によりカバーされていない非保全部分に対する引当金額の割合。

<債務者区分分布状況>

【全体】

(単位:兆円)

14年9月期			15年3月期		
債務者区分	先数	金額	債務者区分	先数	金額
正常先	40	2.8	正常先	35	2.5
要注意先	50	3.9	要注意先	52	4.6
要管理先	62	6.1	要管理先	64	5.6
破綻懸念先以下	align="center">15	align="center">1.6	破綻懸念先以下	12	1.5
			オフバランス化先	4	0.2
計	167	14.4	計	167	14.4

主要行における自己査定と検査結果との格差について

金融庁（金融監督庁）は、平成 12 年以降、金融検査マニュアルに基づく検査を実施してきており、主要行に対して、現在、2 巡目の検査を行っているところである。貸出金分類額及び償却・引当額（集計ベース）について、1 巡目検査と 2 巡目検査の結果を示せば、以下のとおり。

1. 貸出金分類額の増加率 （単位：億円、％）

	自己査定 (a)	当局検査 (b)	乖離額 (c) = (b) - (a)	増加率 (c) / (a)
1 巡目検査	346,111	470,197	124,086	35.9
2 巡目検査	119,795	137,219	17,424	14.5

2. 償却・引当額の増加率 （単位：億円、％）

	自己査定 (a)	当局検査 (b)	乖離額 (c) = (b) - (a)	増加率 (c) / (a)
1 巡目検査	103,947	152,870	48,923	47.1
2 巡目検査	34,011	42,074	8,063	23.7

- (注) 1. 1 巡目検査における増加率の分布は、貸出金分類額について、50%以上 5 行、25～50% 7 行、25%未満 3 行、償却・引当額について、50%以上 5 行、25～50% 6 行、25%未満 4 行となっている。
2. 1 巡目検査は、主要行 15 行を対象とし、対象決算（中間決算）期は平成 12 年 3 月期から 13 年 9 月期までの 4 期にまたがる。2 巡目検査は、主要行 12 行中 5 行につき終了しており、対象決算（中間決算）期は平成 13 年 9 月期から 14 年 3 月期までの 2 期にまたがる。
3. 貸出金分類額とは、Ⅱ分類（回収に通常の度合いを超える危険を含む部分）、Ⅲ分類（回収に重大な懸念のある部分）及びⅣ分類（回収が不可能と判断される部分）の合計額を示す。償却・引当額は、総与信額ベースであり、対象決算期における直接償却額と貸倒引当金の合計額である。

本件についての問い合わせ先
金融庁 TEL03-3506-6000
検査局審査課：長岡（2552）
岡田（2556）